

借換え申請書及び確認書

※記載前に裏面の内容を確認すること。

私は、千葉県中小企業振興資金の以下の資金について、借換えをしたいので申請します。
なお、下記の記載事項については内容に相違ないことを誓約いたします。

年 月 日

法人名

代表者氏名

1. 借換えしたい資金

資金名 以下表の 番号を記入	融 資 期 間	残 高	当初融資した金融機関からの 借換え承諾 ※1 (取扱金融機関名及び長の氏名)
	年 月 日～ 年 月 日	千円	金融機関名 長の氏名 印
	年 月 日～ 年 月 日	千円	金融機関名 長の氏名 印
	年 月 日～ 年 月 日	千円	金融機関名 長の氏名 印
	年 月 日～ 年 月 日	千円	金融機関名 長の氏名 印
	年 月 日～ 年 月 日	千円	金融機関名 長の氏名 印

※ 1 他の金融機関からの資金を借り換える場合は、上表右欄の「当初融資した金融機関からの借換え承諾」欄に金融機関名、長の氏名（代表者名又は支店長名）及びその印をもらうこと。

項目	資 金 名
平成19年度 以降に融資 された資金	1 事業資金 2 中・小規模短期資金 3 小規模事業資金
	4 創業資金(一般 創業関連保証) 5 創業資金(一般 スタートアップ 創出促進保証)
	6 挑戦資金 7 経営力強化資金(旧)
	8 セーフティネット資金(市町村認定・激甚災害・危機関連・震災復興・一般) ※ 2
	9 新型コロナウイルス感染症対応特別資金(危機関連・4号・5号) ※ 2
	1 0 新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金(危機関連・4号・5号・一般) ※ 2
	1 1 感染症・物価高等対応伴走支援資金(4号・5号・一般) ※ 2
	1 2 再生資金 1 3 再生資金(感染症対応) 1 4 事業承継資金
	1 5 経営者保証非提供補助活用資金(4号・5号・一般) ※ 2
	1 6 経営力強化資金(新) (5号・一般) ※ 2
	1 7 観光施設資金 1 8 環境保全資金 1 9 環境保全資金(補助有り)
	2 0 障害者雇用推進資金 2 1 事業承継特別資金 2 2 事業継続強化資金
	2 3 ちばSDGsパートナー支援資金 2 4 その他(千葉県信用保証協会付きの資金等)

※ 2 セーフティネット資金、新型コロナウイルス感染症に係る資金、感染症・物価高等対応伴走支援資金、経営者保証非提供補助活用資金、経営力強化資金（新）については（ ）に○をすること。

2. 借換え先の資金

借換え先資金名	チェック欄	融 資 期 間	借 入 額
事業資金	☐	年 月 日 ～ 年 月 日	千円
※短期資金※ 3	☐		
小規模事業資金	☐		
セーフネット資金	☐		
再生資金	☐		
事業承継資金	☐		
障害者雇用推進資金	☐		
事業承継特別資金	☐		
経営者保証非提供補助活用資金	☐		
経営力強化資金	☐		

※3 特別短期資金については借換えに当たり制限が多いので、裏面を必ず確認すること。

※金融機関記入欄※

借換え後の将来の見通し（借換えの理由・妥当性及び将来の返済負担に対する状況等、具体的に記入すること）

【留意事項】

- (1) 以下のいずれかに該当する者は、借換えをすることが出来ない。
 - ①更生、再生、破産、特別清算開始の申立てをしている者
 - ②手形又は小切手の不渡りを出してから6箇月以内に2回目の不渡りを出し、銀行取引停止処分を受けた者
 - ③支払不能でんさいがあつてから6箇月以内に2回目の支払不能を起こし、でんさいの取引停止処分を受けたもの
 - ④手形交換所で第1回目の不渡りが発生してから、6箇月を経過していない者
 - ⑤株式会社全銀電子債権ネットワークで第1回目の支払不能が発生してから、6箇月を経過していない者
 - ⑥申込者名義の預金・資産に対して、仮差押又は差押の命令通知が発送されている者
 - ⑦廃業・長期休業により、借入金について現行の契約どおりの返済が不可能あるいは困難となっている者
 - (2) 千葉県中小企業振興資金以外の資金を借換えることは出来ない。
 - (3) 千葉県中小企業振興資金からの借換えであっても、以下の場合には借換えをすることが出来ない。
 - ①保証協会の80%保証付き資金から100%保証付き資金への借換え
 - ②保証協会の保証を付していない資金から保証付き資金への借換え（ただし、事業承継特別資金及び経営承継借換関連保証が付された事業承継資金は、この限りではない。）
 - ③融資期間の延長と同時に行う借換え
 - ④据置期間中の借換え（ただし、新型コロナウイルス感染症対応特別資金、新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金及び感染症・物価高等対応伴走支援資金は、この限りではない。）
 - ⑤ポート短期資金以外の資金からポート短期資金への借換え
 - (4) 借換えをするに当たり、以下の制限等があるので注意すること。
 - ①借換え先の資金は事業資金、小規模事業資金、ポート短期資金、セーフティ資金、再生資金、事業承継資金、経営者保証非提供補助活用資金、経営力強化資金、障害者雇用推進資金、事業承継特別資金のみとする。
 - ②借換え時の融資残高に上乗せして借り入れることができる。
 - ③既に融資期間の延長を行っているものを借換える場合にあっては、取扱金融機関（保証協会保証付きの資金で借り換える場合にあっては取扱金融機関及び保証協会）が融資期間延長後の返済状況から今後も安定した事業の継続が可能であると認めた場合に借換えをすることができる。
 - ④保証協会の特例保証を付する資金に借換える場合は、借換えの申込み時点において当該保証の要件に該当していることを要する。
 - ⑤借換え先金融機関において、当該金融機関以外で融資を受けた資金を借り換える場合にあっては、事前に借換え前の資金の融資を受けた金融機関の承諾を要する。
（表面の「1. 借換えしたい資金」の表の右欄「当初融資した金融機関からの借換え承諾」欄に金融機関名、長の氏名（代表者名又は支店長名）及び印をもらうこと。）
- ※保証協会保証付きの資金を借り換える場合は、借換え前の資金の返済と借換え後の資金の融資について、同日履行とすること。

【金融機関使用欄】

本別記様式について申込者の意思に基づき正しく記載されていることを、以下のとおり確認しました。

1 確認年月日・時刻

年	月	日	時	分
---	---	---	---	---

2 確認方法

電話	来店面談	訪問面談	その他（ ）
----	------	------	--------

3 金融機関名・支店名・確認者氏名

金融機関名	支店名	確認者名
-------	-----	------

（注） 同一金融機関での借換の場合のみ、以上の金融機関使用欄を用いることができます。

他行からの借換の場合は、従来どおり紙面にて扱い「当初融資した金融機関からの借換承諾」欄に記名・捺印を必須とします。